第		<del>-</del>		号	-				相	続	人	. 什	i 見	\(\bar{\chi}\)	与 与	届	出	<b>=</b>	<u>=</u> = =		
	⊞	村	r‡	5 <u>F</u>	<del></del>	<del></del> 様							令和	:0		年		月		В	
	ш	10	• •		_	121			相	続人											(FI)
									•	17 2.	-										P
											-										<u> </u>
被;	相級	売人に	こか	かる	徴山	収金の	D賦課	徴収	(滞	納処	分を	- 除<	()	及7	び還	付に	_関す	する	書類	を受行	領する
代表 <sup>†</sup>   出ま <sup>†</sup> 		<u>:して</u>	Ξ,	下記	ので	とおり	)指定	しま	:した	ので	、地	也方材	说法第	第9€	条の	12第	₹1 Iş	<b></b>	規定	により	り届け
相代続	氏	名	(名	3 称	)																
表人 者の		所(	所ィ	在地	)																
被把	氏			ਰ ਹੈ	3																
被相続人	-			住戶	+																
				月 E	+	被村	目続人	$\overline{}$			住		(居)		F	听				+□ ◊=	-/\
	比	<u>~</u>	( <del>논</del>	称	+		D続柄 D続柄					(所	在	地)						相続	:分
	$\vdash$				+			+													
相続人					$\dagger$			+													
					$\dagger$			$\top$													
					1			1													
摘	不明な点がある場合など確認のためお電話をすることがありますので、記入してください。																				
		柜	<b>∄続</b> .	人代	表表	<b>当電記</b>	番号		(			)		_	_						
	(以下は記入しないで下さい。)																				
					T			· <i>·</i>													$\overline{}$
要		相紛	九个	弋表者	Ē																
		¢ф:	T.24 555	-TER 1	T			$\overline{\top}$			$\overline{}$										
		納税管理人																			